

表1-6 加工食品の遺伝子組み換え表示

①遺伝子組換え表示対象となる加工食品

対象農産物	加工食品 (33 食品群)	
大豆 (枝豆および大豆もやしを含む)	1. 豆腐・油揚げ類	(1)
	2. 凍り豆腐, おからおよびゆば	(2)
	3. 納豆	(3)
	4. 豆乳類	(4)
	5. みそ	(5)
	6. 大豆煮豆	(6)
	7. 大豆缶詰および大豆瓶詰	(7)
	8. きなこ	(8)
	9. 大豆いり豆	(9)
	10. 1 から 9 までに掲げるものを主な原材料とするもの	(10)
	11. 調理用大豆を主な原材料とするもの	(11)
	12. 大豆粉を主な原材料とするもの	(12)
	13. 大豆たんぱくを主な原材料とするもの	(13)
	14. 枝豆を主な原材料とするもの	(14)
	15. 大豆もやしを主な原材料とするもの	(15)
とうもろこし	1. コーンスナック菓子	(16)
	2. コーンスターチ	(17)
	3. ポップコーン	(18)
	4. 冷凍とうもろこし	(19)
	5. とうもろこし缶詰およびとうもろこし瓶詰	(20)
	6. コーンフラワーを主な原材料とするもの	(21)
	7. コーングリッツを主な原材料とするもの (コーンフレークを除く)	(22)
	8. 調理用のとうもろこしを主な原材料とするもの	(23)
	9. 1 から 5 までに掲げるものを主な原材料とするもの	(24)
ばれいしょ	1. ポテトスナック菓子	(25)
	2. 乾燥ばれいしょ	(26)
	3. 冷凍ばれいしょ	(27)
	4. ばれいしょでん粉	(28)
	5. 調理用のばれいしょを主な原材料とするもの	(29)
	6. 1 から 4 までに掲げるものを主な原材料とするもの	(30)
なたね		
綿実		
アルファルファ	アルファルファを主な原材料とするもの	(31)
てん菜	調理用のてん菜を主な原材料とするもの	(32)
パパイヤ	パパイヤを主な原材料とするもの	(33)

(消費者庁：食品表示基準，別表第 17 より)

②特定遺伝子組換え表示対象となる加工食品

形質	加工食品	対象農産物
高オレイン酸	1. 大豆を主な原材料とするもの (脱脂されたことにより, 上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)	大豆
ステアロイド酸産生	2. 1 に掲げるものを主な原材料とするもの	
高リシン	1. とうもろこしを主な原材料とするもの (上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く)	とうもろこし
	2. 1 に掲げるものを主な原材料とするもの	

(消費者庁：食品表示基準，別表第 18 より)

- a 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料とする場合：「大豆 (遺伝子組換え)」等と表示 (義務表示).
- b 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が不分別な農産物を原材料とする場合：「大豆 (遺伝子組換え不分別)」等と表示 (義務表示).
- c 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料とする場合：「大豆」, または「大豆 (遺伝子組換えでない)」等と表示しても可 (任意表示).

㉞ 乳児用規格適用食品

㉟ 原料原産地表示